

総務課

5 大木総第 8-1 号
令和 5 年 4 月 13 日

区 長 各 位

大木町長 広松 栄治
(総務課)

令和 5 年度防犯灯の整備要望箇所調査について (依頼)

春暖の候、貴台におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から防犯活動の推進について、御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、通学道路や生活道路の夜間の安全確保を図るため、防犯灯の整備要望がある場合は、別紙要望書を5月15日(月)までに総務課へ提出してください。1回目の取りまとめになりますので、その後は随時受け付けます。

なお、防犯灯の電球切れによる交換の御依頼についても、総務課で随時受付します。

防犯灯設置事業実施要綱

1. 目的

町民が安全で快適な社会生活を確保するため、青少年の非行、事故及び犯罪の防止対策の一環として、防犯灯を設置し防犯の推進に資することを目的とする。

2. 実施主体

事業の実施主体は、大木町とする。

3. 事業の実施

事業の実施については、次のとおりとする。

- (1) 町が、幹線道路や通学路等で犯罪を防止し、安全確保を図るため、計画的に実施するものとする。
- (2) 区長の申請届出により、危険な恐れがあり防犯の推進を図るため、適格であり、必要と認められるものとする。但し、個人の申請は認めない。
- (3) 設置は、電柱（九電柱・NTT柱）に添架することを原則とする。
- (4) 民有地、共有地、境内地等の設置は認めないものとする。
- (5) その他、特に町長が必要と認めたものとする。

4. 費用負担

防犯灯の新設、改修、移転、修繕、器具交換等の費用は全て町が負担するものとする。

5. 維持管理

施設の保全を図るため、町が維持管理に努めなければならない。

6. 電灯料負担

- (1) 区長の申請以外で、町が必要により計画的に設置したものは、町が負担する。
- (2) 区長の申請により、区境に設置したもので、電灯料の地元負担に問題があるものは、町が負担する。
- (3) その他については、当該地区の地元負担とする。